

「ほくりく長城会」会則

第1章 総則

第一条 構成

本会は、「ほくりく長城会」と称する。「会員」は、海外において事業展開を計画するか、或いは既に事業展開を行っている個人・法人である。2011年1月から事務局は北陸銀行国際業務部中国室・アジア室に置く。

第二条 会員制

本会は会員制を採用し、「会員」として登録された個人・法人のみが本会則に定める機能・サービスを利用することができる。会費は無償とする。ただし、講演会等の行事の際は別途費用を徴収する場合がある。

第2章 会員資格

第三条 会員資格

1. 入会を希望される個人・法人は本会則に定める入会申込書に必要事項を記入して入会を申し込むものとする。
2. 事務局は入会した個人・法人を「会員名簿」に記載し、会員資格を取得した「会員」は、本会則に基づく各種サービス機能利用権を取得する。
3. 会員資格の期間は特に定めない。「会員」が退会する場合は「退会届」(特に定めない)を事務局あて提出する。

第3章 会員が享受できるサービス

- ### 第四条
1. 海外に関する講演会、進出済の「会員」の体験談を基にする意見交換会に参加できる。
 2. 事務局からの定期的な情報発信を受けることができる。
本件はネット配信を基本とする。
 3. 海外投資・貿易に関する質問を本会則に定める「照会シート」により事務局あて発信することができる。事務局はすみやかに回答する。ただし、照会内容により税理士・弁護士・コンサルタント会社を紹介する場合もある。
 4. 「会員」相互がEメールで情報交換する場合は、事務局にC.C.にてその内容を送信する。その情報は事務局に蓄積して「会員」のノウハウとし

て蓄積する。
本件はネット配信を基本とする。

第4章 秘密保持

第五条 秘密保持義務
事務局は「会員」から知り得た「会員」の内部情報及び「会員」から委託された業務内容に関する秘密保持に責任を負い、事務局内部の秘密保持体制を確立する。
また「会員」相互が情報交換した場合の内容についても各々の「会員」は秘密保持に責任を負う。

第5章 補足

第六条 会員資格の譲渡禁止
「会員」は、その会員資格を他に譲渡することはない。

第七条 変更事項
「会員」は代表者、会社住所、担当者、連絡先などの変更があった場合は、速やかに事務局あて連絡する。
本件はネット配信を基本とする。

第八条 本会則は2003年3月3日に施行する。

以 上